

# 四日市市 都市計画道路の見直し評価結果

## 四日市市における都市計画道路の見直しについて

都市計画道路は、都市で行われる様々な活動や生活を支える重要な都市施設として、都市計画決定された道路であり、各都市の将来像の実現に向けて都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を支える役割を担っています。

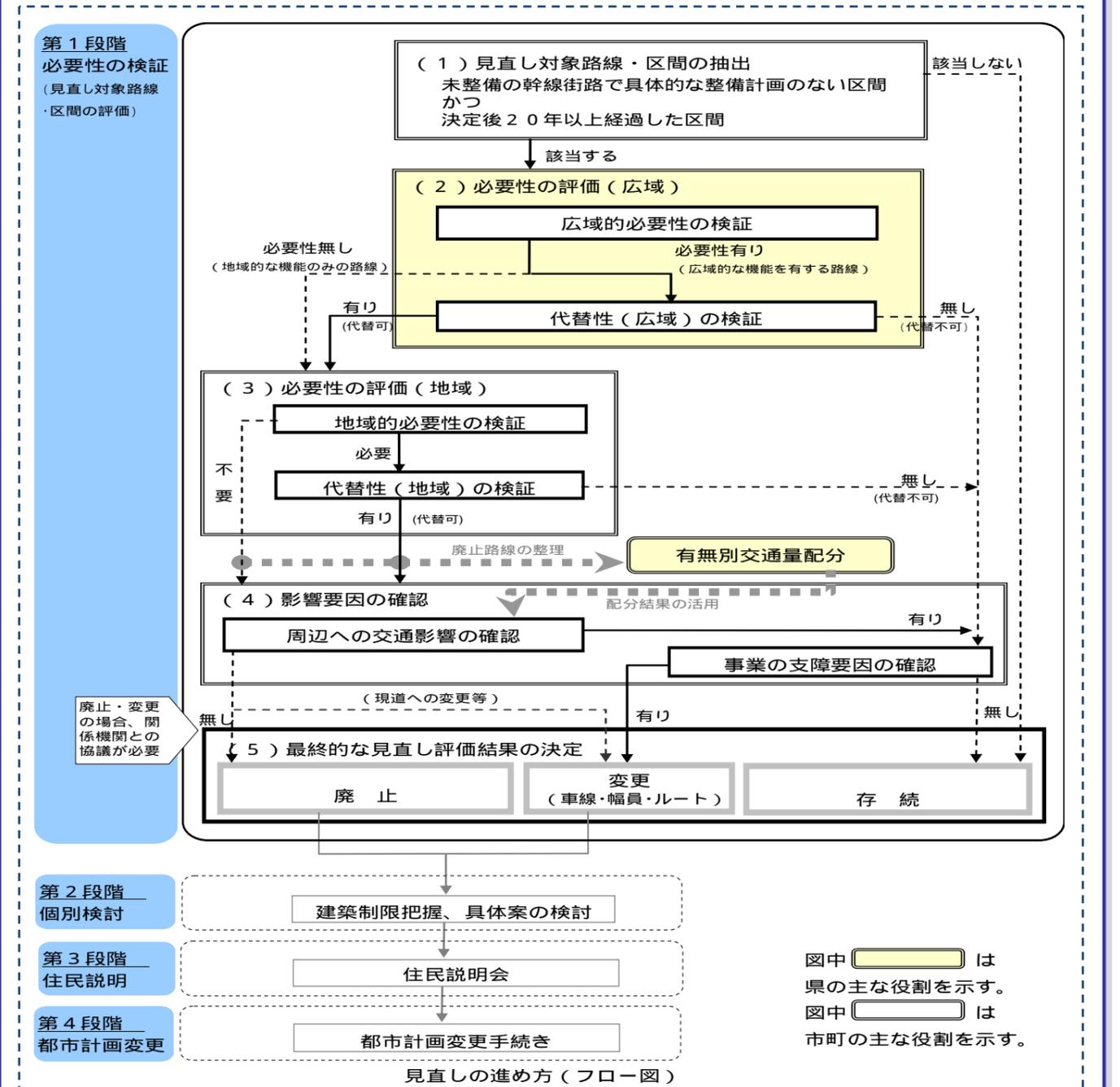
一方、計画決定後から長期間にわたって整備が行われていない路線があり、当初決定当時と比べると人口や交通量などの見通しやまちづくりの方針の変化などから、必要性が低下している路線もあるものと考えられるため、適切に見直しを行うことが必要となっています。

そのため、平成19年3月に三重県において、都市計画道路の見直しについての基本的な考え方や手順を示した「三重県都市計画道路の見直しガイドライン（以下、三重県ガイドラインと略す）」が策定され、本市においても、三重県ガイドラインに基づき、三重県とともに長期未着手となっている路線について検証を行いました。

なお、今回実施した検証結果では、三重県ガイドラインに示すような当初決定時と比べてまちづくりの方針が大きく変化した路線や、並行道路において、代替機能を有する路線が見受けられなかったこと等から、検証結果としては全路線「存続」としています。

## 三重県ガイドラインに基づく見直しの進め方

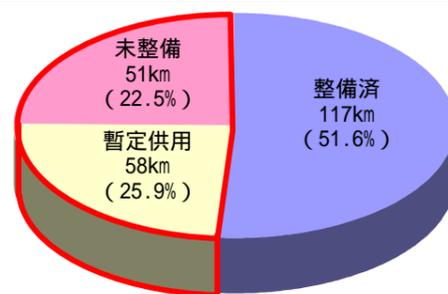
見直し対象として抽出した『29路線68区間』について、三重県ガイドラインに基づき、以下の手順で見直し検証を実施しました。



## 都市計画道路の現状と見直し対象路線・区間の抽出結果

### 四日市市における都市計画道路の現状について

- 都市計画道路の整備状況(平成24年3月現在)
- 都市計画決定 : 64路線・約226km
- うち未改良路線(暫定供用を含む) : 39路線・約109km



都市計画道路の整備状況

過去10年の平均整備延長は都市計画年報より3.00km/年となっており、未改良路線の整備には40年以上を要するものと想定されます。また、近年の社会情勢の変化による財政状況を踏まえると、よりいっそうの事業の選択と集中が求められることから、都市計画道路の全線整備にはさらなる長期間を要することが予想されます。

	整備済延長
平成14年3月	86.6 km
平成24年3月	116.6 km
10年間の整備量	30.0 km
年平均	3.0 km/年

資料：都市計画年報

都市計画道路の整備延長

### 見直し対象路線・区間の抽出について

三重県ガイドラインに基づいて、以下の項目に該当する路線を見直し対象路線・区間として抽出しました。

- 当初決定から20年以上が経過している未整備路線・区間(暫定供用含む)
- 三重県、四日市市の道路整備計画、三重県都市マスタープランに位置付けのない路線・区間

抽出結果(29路線68区間・約64km)

抽出された路線・区間について、三重県ガイドラインに基づき必要性の評価を検証し、見直しの方向性を決定します。

上記フローに基づき見直し評価を行った結果、以下のとおり見直し評価結果となりました。



## 三重県ガイドラインに基づく、各段階での判断基準

### 1. 『(1) 見直し対象路線・区間の抽出』のための判断基準

未整備でかつ当初決定後20年以上経過した路線のすべての区間<sup>2</sup>を見直しの対象とします。  
2 三重県、四日市市の道路整備計画、三重県都市マスタープランに位置づけのある路線・区間は除く



### 2. 『(2) 必要性の評価(広域)』のための判断基準

#### 2-1 『広域的必要性の検証』のための判断基準

以下の機能を有する路線・区間は広域的な必要性があると判断します。

##### 都市の骨格形成機能

都市構造の軸を形成する内環状道路、外環状道路、放射道路

##### ネットワーク・拠点性の機能

国道、主要地方道、及び起終点が市町間をまたぐ一般県道、広域交通拠点(高速道路IC、重要港湾、地方港湾、特急停車駅)を連絡する道路

##### 広域的な防災機能

緊急輸送道路

注) 車線数の妥当性を検証する必要がある場合は、将来交通量から車線数の確認を行います。

#### 2-2 『代替性(広域)の検証』のための判断基準

代替性の検証とは、機能を代替できる道路の有無を確認することで、対象路線・区間が以下の要件を満たした場合に、機能を代替できると判断します。

##### 2車線以上の道路であること

広域的必要性の検証は、車線数に着目した検証であり、少なくとも2車線は必要です。また、機能を代替するためには、見直し対象路線・区間が有する車線数と同等以上の車線数が必要となります。

##### 概ね同様の起終点を結ぶ下記のいずれかに該当する道路であること

- 見直し対象路線・区間にある「現道」
- 見直し対象路線・区間の「並行道路」

注) 並行する都市計画道路は、整備済であっても機能を代替できる道路とはできない。ただし、バイパス路線としての位置付けが明確な都市計画道路については機能を代替できる道路とすることができる。



### 3. 『(3) 必要性の評価(地域)』のための判断基準

#### 3-1 『地域的必要性の検証』のための判断基準

以下の機能を有する路線・区間は地域的な必要性があると判断します。

##### まちづくりの方針確認による把握

地域的必要性の検証にあたっては、当初決定と比べ、将来のまちづくりの方針に変更がなされているかどうかについて確認します。

- 都市計画マスタープラン(県及び市)や上位・関連計画における位置づけの確認
- 土地利用状況の確認
- まちづくり方針の転換イメージ(区画整理など面的整備の予定が中止となったものなど)の確認

##### 『地域的必要性の検証』における判断基準

地域的必要性の検証にあたっては、見直し対象路線・区間に必要となる交通機能、空間機能、市街地形成機能の位置づけを以下の判断基準をもとに評価し、当該道路の必要性を明確にします。

##### 【交通機能】

###### 通行機能

- 複数市町、市街地間、主要道路間の連絡道路など幹線道路を補完する機能が必要である道路か
- 生活道路へ進入する通過交通の排除に寄与する道路か
- 路線バスなどの通行、あるいは導入の予定がある道路か

###### 歩行者・自転車交通機能

- 通学路に指定されている道路か、通学路として整備の予定がある道路か
- あんしん歩行エリア、バリアフリー重点整備地区に指定されている道路か
- 沿道土地利用(将来用途)が商業系に指定されている道路か

###### 沿道利用機能

- 駐停車スペースが確保でき、交通円滑化が図れる道路か(停車帯が確保される道路か)
- 沿道利用の促進が期待される道路か(上位関連計画やまちづくり関連の位置付けの有無)

##### 【空間機能】

###### 都市環境機能

- 広幅員歩道や植樹帯が確保される道路か(良好な環境空間を形成する機能)
- 景観形成や沿道緑化などシンボルロードとしての位置付けがある道路か(地域のシンボル空間の形成)

###### 都市防災機能

- 緊急輸送路や避難路、救援活動の場としての避難・救援する機能
- 延焼遮断効果が期待される災害防止機能

###### 収容空間機能

- 供給処理施設を収容する機能として、電線類地中化の整備計画や導入の予定がある道路か

##### 【市街地形成機能】

###### 都市構造・土地利用の誘導形成機能

- 土地利用の誘導機能、都市の骨格を形成する機能(上位計画などに位置付けはあるのか)

###### 街区形成機能

- 面的整備により街区を形成する機能(区画整理事業等の区域内か、市街地等の面的整備検討区域か)

###### 生活空間機能

- 地域のコミュニティを形成する機能(地域内のコミュニティ形成の場、散歩道としての場を提供する道路か)



## 三重県ガイドラインに基づく、各段階での判断基準



### 3 - 2 『代替性（地域）の検証』のための判断基準

代替性の検証とは、機能を代替できる道路の有無を確認することで、対象路線・区間が以下の要件を満たした場合に、機能を代替できるものと判断します。

#### 当該道路に求められる構成要素毎の機能を代替できる道路であること

- 車道：必要な車道機能を満たしうる現道及び並行道路が存在し、2車線道路を確保している
- 停車帯：必要な停車帯機能を満たしうる現道
- 歩道：必要な歩道機能を満たしうる現道が存在し、最低限片側歩道が確保されている  
必要な歩道機能を満たしうる並行道路が存在し、その離隔距離は200m程度以内



### 4 . 『(4) 影響要因の確認』のための判断基準

#### 4 - 1 『周辺への交通影響』のための判断基準

周辺への交通影響の確認が必要となった路線・区間について、以下の判断基準に基づき確認します。

##### 有無別交通量配分の実施（県にて実施）

変更内容を踏まえた検証用ネットワークを作成し、廃止による影響を確認するための交通量配分結果を活用し、周辺への交通影響を確認します。

##### 周辺への交通影響の確認（市町にて実施）

- ・周辺への交通影響の確認は、配分結果により絶対的な路線の必要性を判断するものではなく、周辺への交通影響の大小を把握するために行います。
- ・周辺への交通影響を確認するための判断基準は以下のとおりです。

圏域内の総走行台キロ比較による「（将来交通需要×区間距離）／（廃止に対応したケースの将来交通容量×区間距離）」が1.0を超えていないか確認する

路線有無により競合する路線（接続道路や並行道路）の混雑度（将来交通需要／将来交通容量）に問題がないか 混雑度が1.25を超えていないか確認する

#### 4 - 2 『事業の支障要因』のための判断基準

見直し評価結果により『代替性』が確保されない路線・区間（存続となるもの）について、以下の判断基準に基づき、円滑な事業の推進に向けた支障要因について確認します。

##### 事業の支障要因の確認項目

以下のような、計画線上に重要度からみて移転が不可能となる課題を確認します。

法令に基づきまちなみの保存等が位置づけられている（文化財など）

学校など重要な公共施設を分断している

地域全体で何らかの意思確認が確実である



### 5 . 『見直しの評価結果』の決定

見直しの進め方（フロー図）に基づき、見直しの方向性（廃止・変更・存続）として行政案を決定し、公表します。